「年次有給休暇取得促進期間」（10 月）における御協力の依頼について

栃木労働局長より、令和 7 年 9 月 5 日付け栃労発雇均 0905 第 6 号「「年次有給休暇取得促進期間」（10 月）における御協力の依頼について」をもって、10 月は「年次有給休暇取得促進期間」であり、各種年次有給休暇取得制度を活用して積極的な年休取得を働きかけることとしているので、本取組の趣旨の理解と会員事業場への周知依頼がありました。

年次有給休暇の取得は、休養によって心身をリフレッシュさせ、結果的に労働生産性をアップさせるという、労使ともにメリットがある制度であることを意識して、有給休暇の取得促進を図っていきましょう。

○ 年次有給休暇取得促進特設サイト ｜ 働き方・休み方改善ポータルサイト (mhlw.go.jp)